

議案第5号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の一部改正について

提案理由

本案は、災害時における緊急避難や新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策として、嘱託職員の在宅勤務について明確に規定するため、別紙のとおり規則の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の一部を改正する規則
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（平成15年9月1日施行）の
一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務）

第15条の2 本会は、災害時における緊急避難や新型コロナウイルス感染症等の拡大防止
対策として、嘱託職員の求めに応じて在宅勤務を認めることができる。ただし、当該
嘱託職員の職務内容が在宅で行うことができる場合に限る。

2 前項の規定に基づき在宅勤務を行おうとする嘱託職員は、その所属する部署の課
長又は管理者を通じて、会長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。